

委 託 契 約 書 (案)

業 務 名	大分県立工科短期大学校 自家用電気工作物保安管理業務委託		
履 行 場 所	中津市大字東浜４０７－２７ 大分県立工科短期大学校		
契 約 期 間	令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日まで		
契 約 金 額	円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円)

(内訳)	
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円
令和 1 0 年度	円
令和 1 1 年度	円

契約保証金

(契約の対象)

第1条 契約担当者 大分県立工科短期大学校長 吉田 和彦（以下「甲」という。）は、次項に設置する自家用電気工作物について、電気事業法施行規則第52条第2項の規定によるその工事維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を受託者（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託し、次の条項により、業務委託契約を締結するものとする。

2 契約対象電気工作物の概要

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 事業場の名称 | 大分県立工科短期大学校 |
| (2) 事業場の所在地 | 大分県中津市大字東浜407-27 |
| (3) 受電設備容量 | 1,400キロボルトアンペア |
| (4) 受電電力 | 305キロワット |
| (5) 受電電圧 | 6,600ボルト |

(保安管理業務の内容)

第2条 乙が行う保安管理業務の内容は、甲の定める保安規程に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査工事の監督及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うものとする。
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに当該電気工作物の点検、測定、試験等定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、その他必要な事項がある場合はこれについて指示又は助言を行うものとする。
- (3) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を指導するとともに、事故原因を探求し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ精密検査を行うものとする。
- (4) 法令に基づく官庁検査に立ち会うものとする。

2 乙は保安管理業務を次のとおり行うものとする。

(1) 保安規程別表に基づく点検、測定及び試験は次に掲げるものとする。

①通常点検 需要設備 1 か月 1 回

②定期点検 需要設備 1 か年 1 回

(2) 電気工作物の設置、改造の工事期間中の工事監督は毎週 1 回以上行うものとする。

(3) 絶縁監視装置を設置する場合は、甲乙協議して設置し、乙は常に正常に稼働するようメンテナンスを行うものとする。

(甲乙双方の協力義務)

第 3 条 乙は第 2 条の保安管理業務を、誠実に行うものとする。

2 甲は乙が行う第 2 条の保安管理業務の実施にあたり、乙が指示した事項又は乙と協議した事項については、速やかに必要な措置をとり、また乙が助言した事項については乙の意見を尊重するものとする。

3 甲は乙が行う点検、測定及び試験等の業務に関する計画の策定及び実施に協力するものとする。

(委託業務の実施)

第 4 条 乙は、保安管理業務の実施にあたり、別紙「仕様書」及び甲の指示に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施しなければならない。

(連絡責任者等)

第 5 条 甲は保安規程第 7 条第 3 項の規定に基づき乙と連絡する者(以下「連絡責任者」という。)を指名するものとする。

連絡責任者の役職 大分県立工科短期大学校 副校長

(通知義務)

第 6 条 甲は乙に次の事項を通知するものとする。

(1) 連絡責任者を変更した場合

(2) 電気事故その他の災害が発生した場合

(3) 電気工作物の設置、変更、修繕工事等を実施しようとする場合

(4) 事業場構内の改造、模様替等を実施しようとする場合

(5) 爆発性、可燃性及びその他の危険物等を発生、貯蔵、取扱う場所並びに設備がある場合、又はこれを変更する場合

(6) その他必要な事項

(記録書類の整備保存)

第 7 条 甲は乙が行う定期点検等の終了時に乙から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係る記録を保存するものとする。

2 記録の保存については、甲の定める保安規程によるものとする。

(完了報告及び検査)

第 8 条 乙は業務を実施したときは、速やかに業務の実施結果を書面により、甲に報告し、検査

を受けなければならない。

- 2 甲は業務の実施結果が、不相当と認められる場合は、乙に業務の修補を求めることができるものとする。

(委託金額の支払)

第9条 乙は、第8条の規定による検査に合格したときは、委託金額の請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その翌日から起算して30日以内に委託金額を支払うものとする。

- 3 委託金額の支払いは3か月ごとの後払いとし、毎回の支払額を , 円とする。

(費用の負担)

第10条 乙が業務の実施のため必要とする資材、機器等は乙の負担とする。

(損害賠償)

第11条 乙は、業務の実施にあたり、甲若しくは第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) 本業務を処理するために乙が取扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第13条 前条各号の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、第1号において、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由による場合は、甲は乙に対して違約金の請求をすることができない。

(契約の失効)

第14条 契約対象電気工作物が、次のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 契約の対象である電気工作物が廃止された場合
- (2) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認が取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 需要設備の受電電圧が7,000ボルトを越えた場合
- (5) 配電線路の電圧が600ボルト超過となった場合

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止等)

第16条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、資料整理、計算処理、消耗品購入等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社を含む）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報等を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(機密の保持)

第17条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(協議等)

第18条 この契約書に約定していない事項について約定する必要が生じたとき、又は、この契約書に約定する事項について疑義のあるときは、甲乙協議して定める。

2 甲は乙と委託契約を締結する際に面接等を行い、電気事業法施行規則第52条の2第2号の要件に該当していることの確認を行うものとする。

3 甲は乙が点検等を行う際に乙が提示する身分証明書により本人であることを確認するものとする。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第19条 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果契約金額が著しく不適当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。

(1) 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2ヶ月以上残存していること。

(2) 当該変更額が、変更前契約金額(契約金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。)と変動後契約金額(変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額に相応する額をいう。)との差額のうち、変動前契約金額の1000分の10を超える額であること。

3 前項に基づく申し入れを行った甲又は乙は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、甲乙協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、甲は協議の結果を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、乙が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、乙は当該決定に同意したものとみなす。

(補則)

第20条 前各号に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)に定めるところによる。

(特約条項)

第21条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 大分県中津市大字東浜 4 0 7 - 2 7
 大分県立工科短期大学校
 校長 吉田 和彦

乙

令和 年 月 日

大分県立工科短期大学校

校長 吉田 和彦 殿

住 所
氏 名

印

私は電気事業法施行規則第52条の2第2号の要件に該当していることに相違ありません。

電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）

第五十二条の二 前条第二項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

二 法人

イ 前条第二項の承認の申請に係る事業場（以下「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）が前号イ及びロの要件に該当していること。

ロ 別に告示する機械器具を有していること。

ハ 保安業務従事者であって申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。

ニ 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

ホ 次条第五項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。

ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消の日から二年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。